

参考提出

様式第1号(第4条の2関係)

事業計画概要書

令和4年10月25日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

事業者

住所 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5

氏名 公益財団法人 宮城県環境事業公社

理事長 後藤 康宏

電話番号 022-343-2877

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第4条の2第1項の規定により、次のとおり提出します。

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| 事業の名称                                    | 新産業廃棄物最終処分場整備事業                |
| 事業の種類                                    | 条例第2条第2項第5号                    |
| 事業の規模                                    | 約13.28 ha（埋立面積）                |
| 事業実施計画区域                                 | 宮城県黒川郡大和町鶴巣大平・幕柳<br>（別添資料のとおり） |
| 着工予定年月日                                  | 令和7年1月                         |
| 供用開始予定年月日                                | 令和10年1月                        |
| 工事による影響が想定される環境要素                        | 裏面記載のとおり                       |
| 土地又は工作物の存在及び供用による影響が想定される環境要素            | 裏面記載のとおり                       |
| 事業に係る組織体制<br>（工事計画や事業管理運営などの施工に係る関係者を含む） | 公益財団法人 宮城県環境事業公社               |
| 担当者<br>（所属・職・氏名・連絡先）                     | 企画調整課<br>電話番号 022-343-2877     |

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 記入内容が多い場合は、別紙として添付して下さい。

影響が想定される環境要素の詳細

| 環境要素   |                   | 計画時点で影響が想定される項目 |                |   |
|--|-------------------|-----------------|----------------|---|
|  |                   | 工事の実施           | 土地又は工作物の存在及び供用 |   |
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素   | 大気環境              | 大気質             | ○              | ○ |
|  |                   | 騒音              | ○              | ○ |
|  |                   | 振動              | ○              | ○ |
|  |                   | 悪臭              |                | ○ |
|  | 水環境               | 水質              | ○              | ○ |
|  |                   | 底質              |                |   |
|  |                   | 地下水の水質、水位及び流れ   | ○              | ○ |
|  |                   | その他             |                |   |
|  | 土壌に係る環境<br>その他の環境 | 地形及び地質          | ○              |   |
|  |                   | 地盤              |                | ○ |
|  |                   | 土壌汚染            | ○              | ○ |
|  |                   | その他             |                |   |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 動物                | ○               | ○              |   |
|  | 植物                | ○               | ○              |   |
|  | 生態系               | ○               | ○              |   |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素      | 景観                |                 | ○              |   |
|  | 人と自然との触れ合いの活動の場   | ○               | ○              |   |
| 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素                | 廃棄物等              | ○               |                |   |
|  | 温室効果ガス等           | ○               | ○              |   |
| 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素            | 放射線の量             | ○               | ○              |   |



# 新たな産業廃棄物最終処分場 の施設概要(案)について

令和4年10月(更新版)

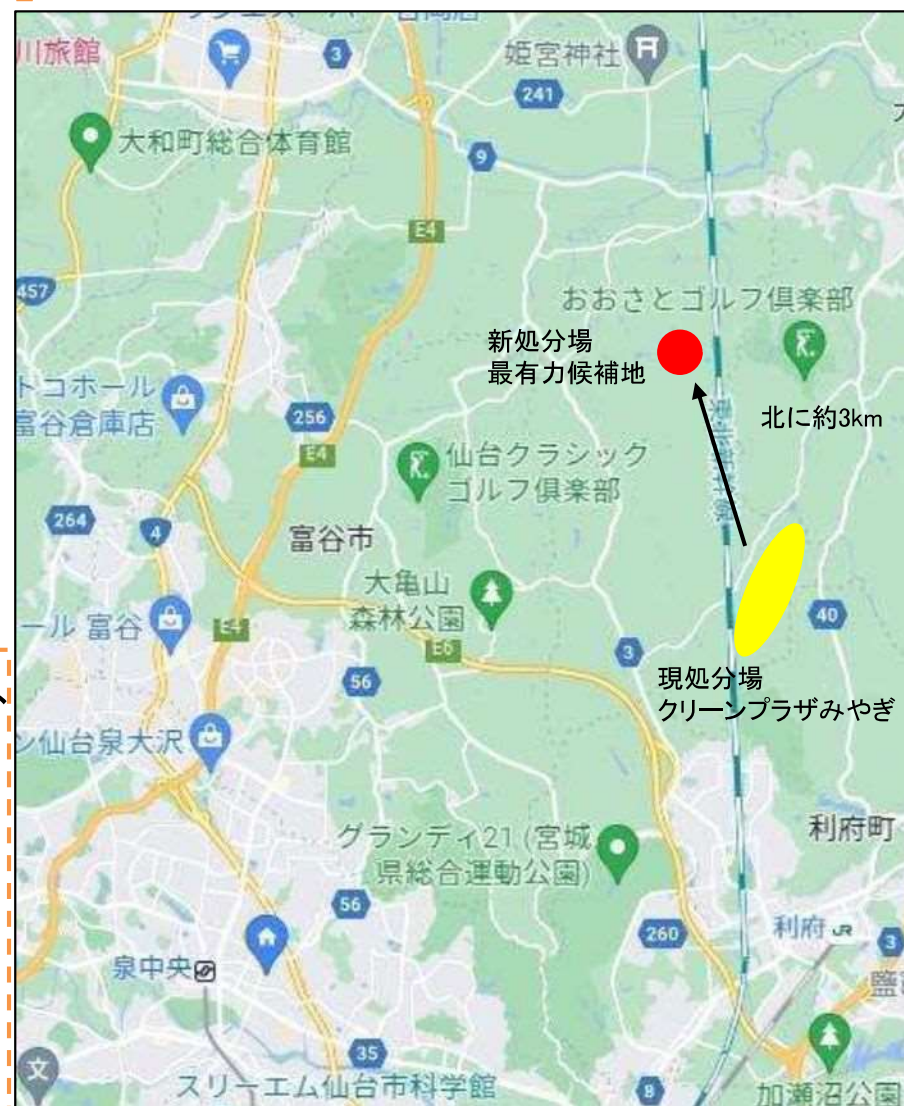
(公財)宮城県環境事業公社



## 計画諸元

| 基本事項   | 次期最終処分場             |
|--------|---------------------|
| 施設の種類  | 管理型産業廃棄物最終処分場       |
| 建設予定地  | 宮城県黒川郡大和町鶴巣大平・幕柳地内  |
| 埋立期間   | 約20年間               |
| 開発面積   | 約40ha               |
| 埋立面積   | 約13ha               |
| 埋立容量   | 約230万m <sup>3</sup> |
| 埋立構造   | 準好気性埋立構造            |
| 処理水放流先 | 公共下水道               |

## 最有力候補地の位置



## 施設計画の基本方針

次期最終処分場は、その周辺の自然環境、生活環境、産業等の状況、先進地事例についての調査・評価等を行い、環境保全や地域住民との共生を図りつつ、持続可能な循環型社会の形成の推進に寄与する施設となるよう検討します。

- (1) 自然的条件及び社会的条件等に配慮した施設
- (2) 安全、安心、強靱な施設
- (3) 周辺住民に受け入れられる施設
- (4) 周辺環境に配慮した施設
- (5) 建設コスト及び維持管理コスト縮減が図られる施設
- (6) 埋立廃棄物の早期安定化が図られる施設

## 施設規模の設定

### ○埋立年数の設定

全国の公共関与型最終処分場における埋立計画期間は、**平均は約21.2年程度**となっており、次期最終処分場の埋立年数も**約20年**を目安として設定します。

### ○埋立容量の設定

次期最終処分場の埋立容量は、現処分場搬入実績を用いて算出しました。

| 項目    | 埋立処分量                    | 概算埋立容量              |
|-------|--------------------------|---------------------|
| 計画埋立量 | 1,761,596 m <sup>3</sup> |                     |
| 覆土量※1 | 587,199 m <sup>3</sup>   |                     |
| 埋立容量  | 2,348,795 m <sup>3</sup> | 230万 m <sup>3</sup> |

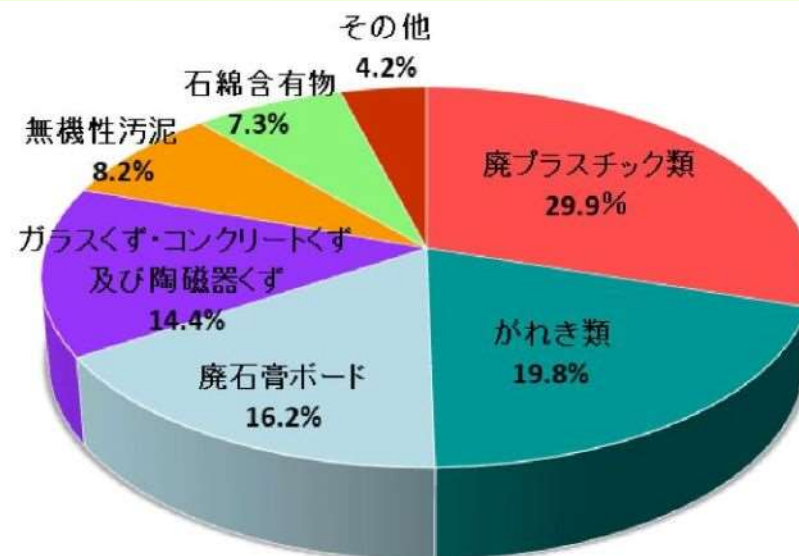
※1：計画埋立量の1/3

## 受入廃棄物

| 分類        | 受入廃棄物※2   |
|-----------|---|
| 産業廃棄物     | 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、廃石膏ボード、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん |
| 特別管理産業廃棄物 | 石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設設置事業において発生した廃棄物   |

### 【参考】

#### 「クリーンプラザみやぎ」における 廃棄物処理実績(令和3年度)



#### 【受入品目の特性】

・現在は、食品残渣や有機汚泥等の臭いを発する廃棄物は、受け入れておりません。廃太陽光発電パネルについても、重金属等を含むことから、受け入れておりせん。

**※2：災害時廃棄物の受入は、一般廃棄物処理業の許可権者である大和町と協議の上、判断します。**  
**また、原子力発電所の事故に伴い放射性物質に汚染された全ての廃棄物を受け入れません。**



## 防災調整池

・埋立地周辺に降った雨水が一度に下流に流れないように貯留する施設です。雨水は雨水集排水施設を通り、防災調整池へ導水されます。

## 浸出水処理施設

・廃棄物に触れた水(浸出水)を処理する施設です。浸出水は法令基準以下の水質まで処理され、下水放流されます。処理水質は常にモニタリングされます。

## 集排水施設

・埋立地の底面部や法面部に集排水管を敷設し、浸出水を集めます。

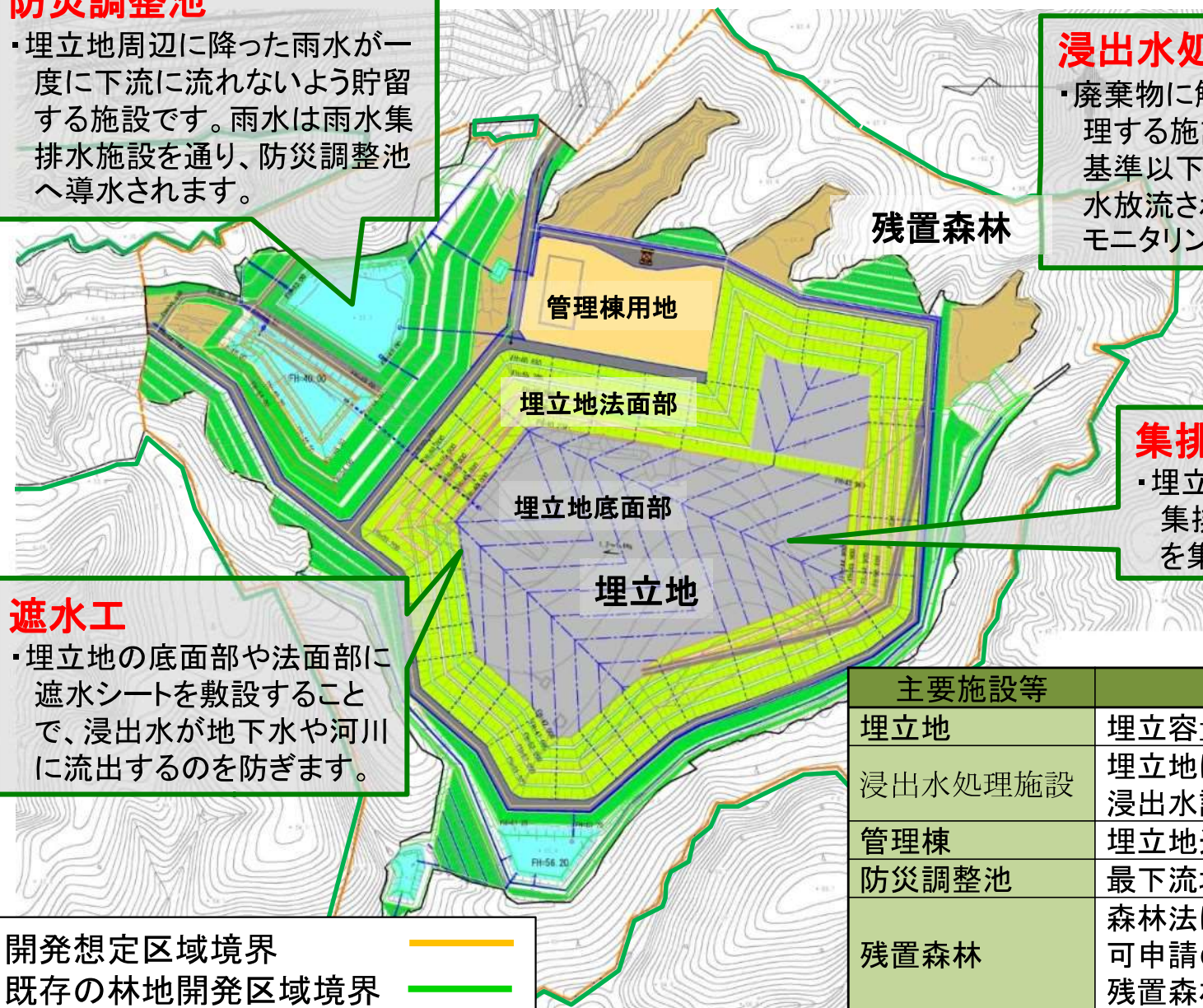
## 遮水工

・埋立地の底面部や法面部に遮水シートを敷設することで、浸出水が地下水や河川に流出するのを防ぎます。

開発想定区域境界



既存の林地開発区域境界



| 主要施設等   | 配置の考え方                              |
|---------|-------------------------------------|
| 埋立地     | 埋立容量230万 m <sup>3</sup> を確保         |
| 浸出水処理施設 | 埋立地に隣接して配置<br>浸出水調整設備を設置            |
| 管理棟     | 埋立地近傍に配置                            |
| 防災調整池   | 最下流域に配置                             |
| 残置森林    | 森林法に基づく林地開発許可申請の手引きに準拠した<br>残置森林を確保 |

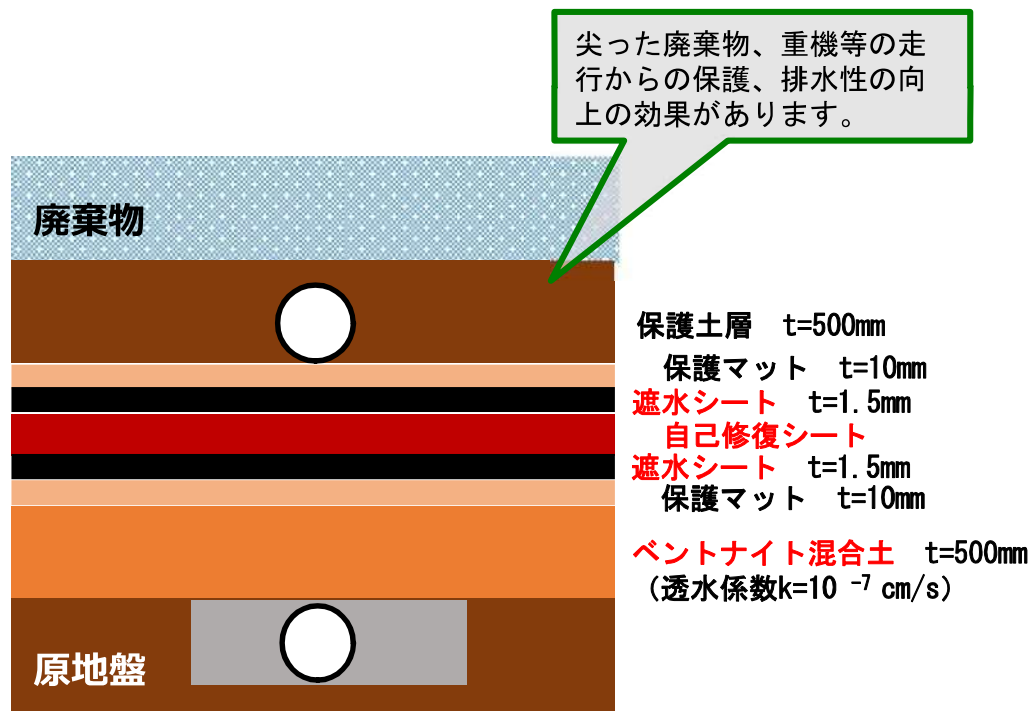


# 埋立地周辺の施設配置イメージパース(案)



## 底面部

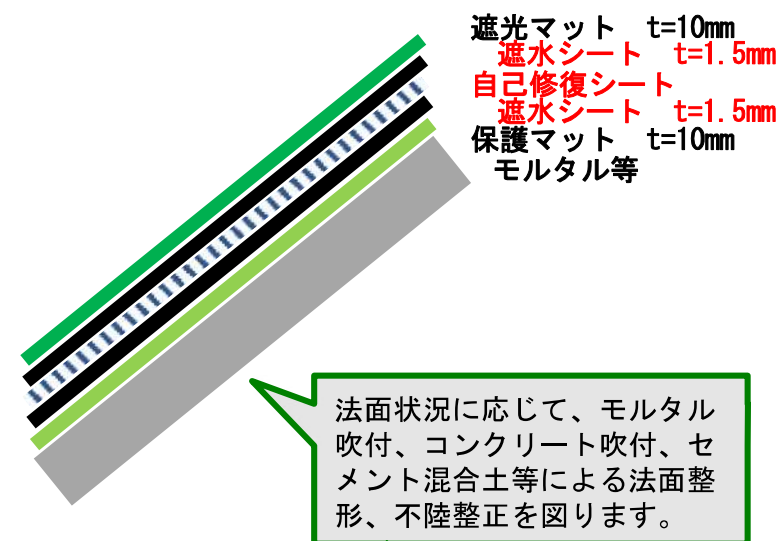
二重遮水シート+自己修復シート+ベントナイト混合土



**ベントナイト混合土**は、永久に劣化・変質しない天然鉱物であるベントナイトと土を混合したもので、恒久的な遮水性機能の維持が可能です。

## 法面部

二重遮水シート+自己修復シート



法面部は湛水等による漏水リスクが小さくなりますが、万一の事態に備え、**自己修復シート**と組み合わせた二重遮水シートとしています。

遮水シートは、地震時でも地盤に追従し大きな変形を生じないため、破損しないことが確認されています。

※出典：国土交通省国土技術政策総合研究所

・地震動の違いによる遮水工の動的変形特性に関する模型振動実験（狩野真吾他、ジオシンセティックス論文集第20巻（2005.12））



## 浸出水集排水施設

埋立層内に浸入した雨水（浸出水）を速やかに集水し、浸出水処理施設に排水するために設けます。底部集排水管については、幹線と支線があります。

### 集排水管の種類

- ・ 底部集排水管
  - ・ 法面集排水管
  - ・ 堅形集排水管
- ⇒ ガス抜き機能も兼ねる

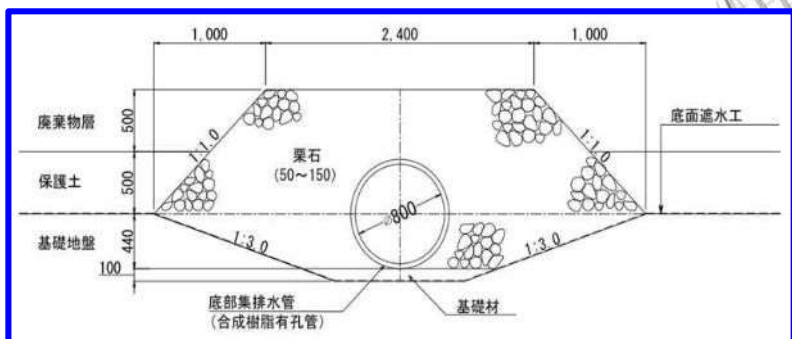


図 浸出水集排水管構造図(幹線)

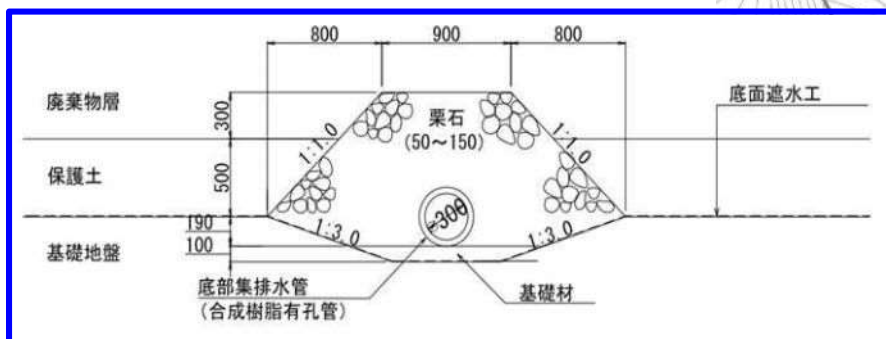
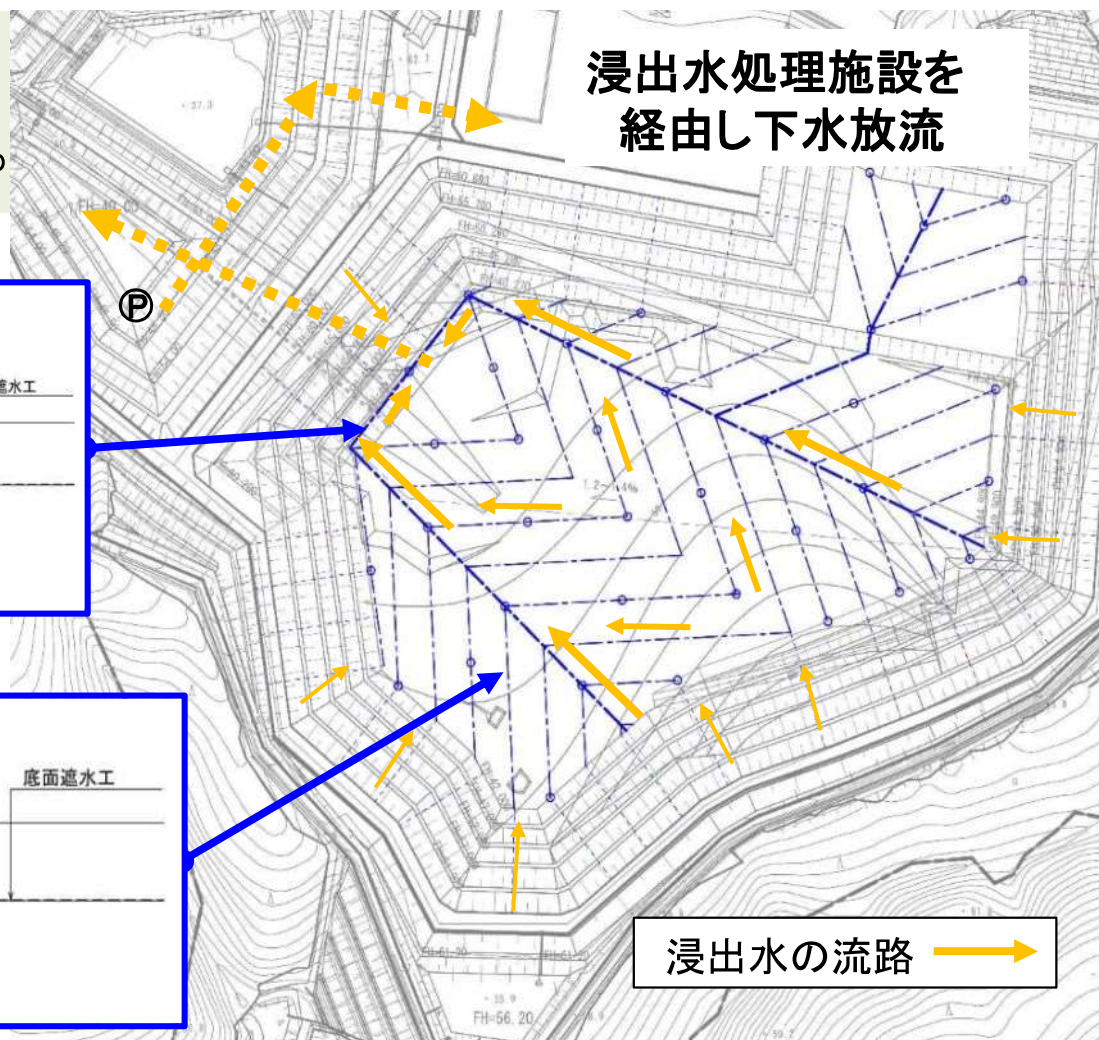


図 浸出水集排水管構造図(支線)



## 埋立ガス処理施設

廃棄物層内のガスを速やかに排出するため及び廃棄物層内へ空気を供給するために設けます。

### 機能

- ・ 埋立ガス排除機能
- ・ 空気供給機能（安定化促進機能）
- ・ 浸出水集排水機能

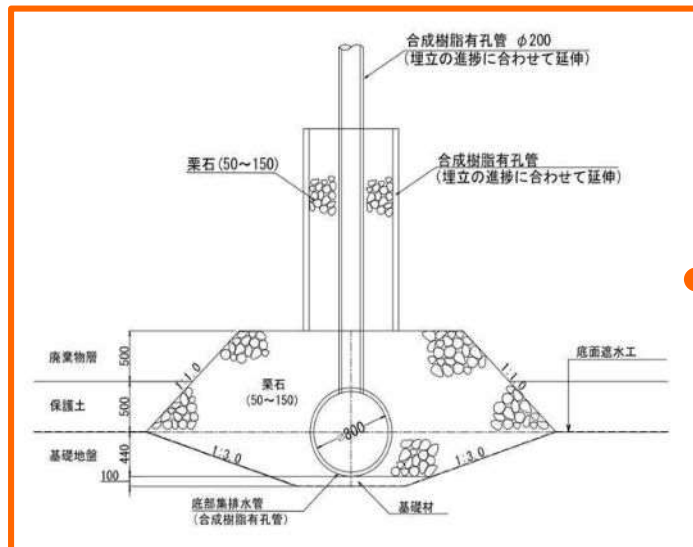


図 堅型ガス抜き管構造図

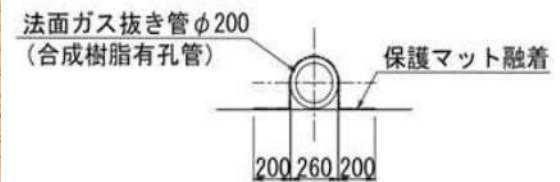


図 法面ガス抜き管構造図

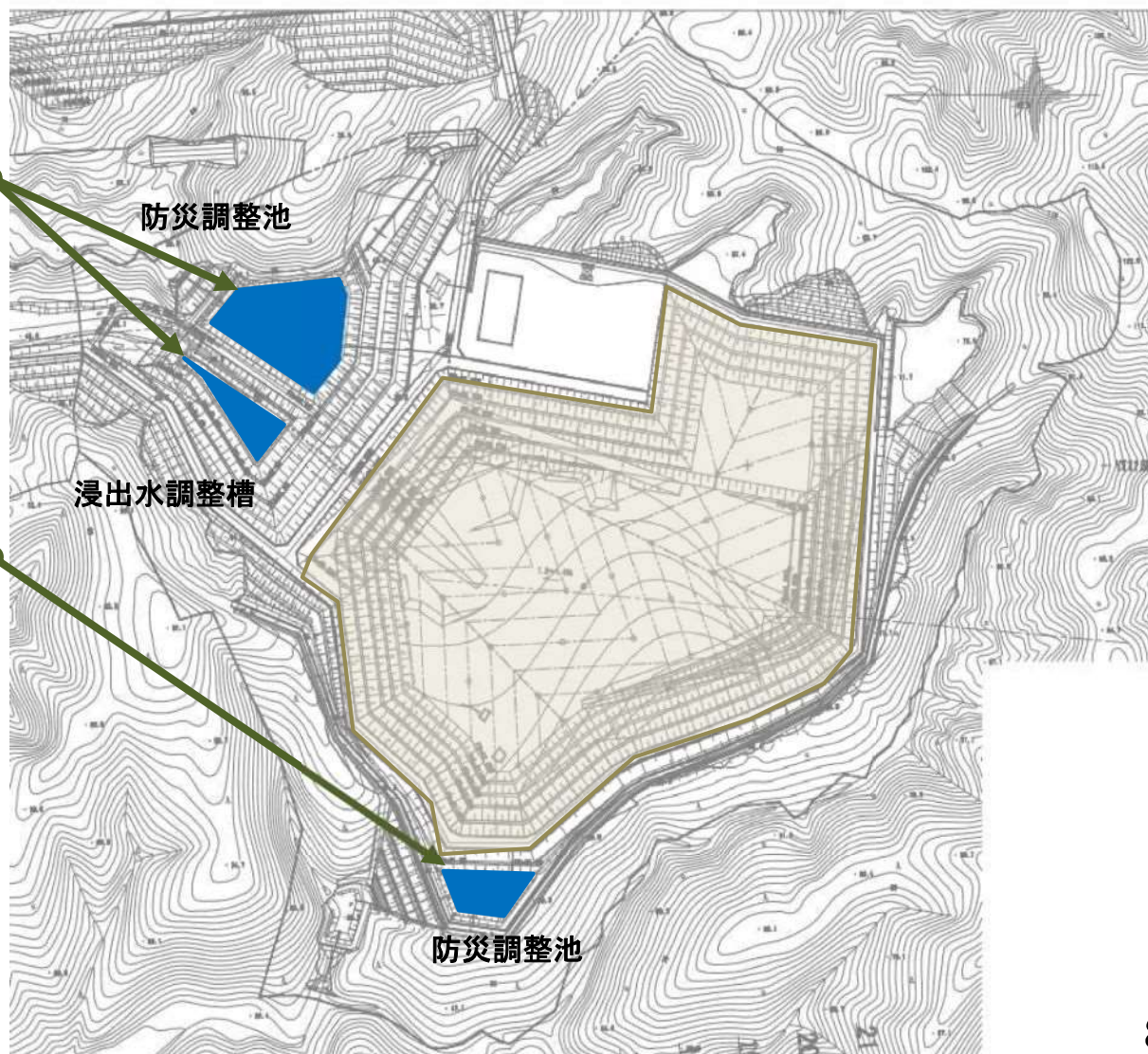
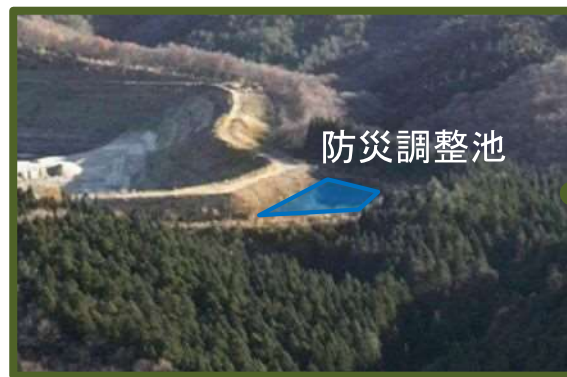
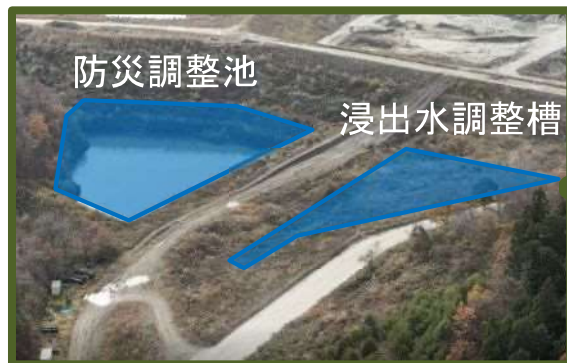
浸出水集排水管から埋立の進捗に従い延長される堅型ガス抜き管と、埋立地法面部に敷設される法面ガス抜き管の2タイプがある。



## 雨水集排水施設

修正：変更後の集水範囲を記入

処分場内の雨水を速やかに集水し防災調整池へ導水するために設けます。



## 地下水集排水施設

埋立地の周囲や底部の地下水を速やかに排除するために設けます。埋立地地下に雨水集排水施設とは別に設置予定です。

※幹線、支線により構成

## 計画原水水質・処理水質

- 次期最終処分場は現処分場と同様の廃棄物を受け入れる計画であることから、**現処分場の原水水質**をもとに計画原水水質を設定します。
- 次期最終処分場は浸出水を下水道放流する計画であることから、**下水道管理者との協定**をもとに計画処理水質を設定します。

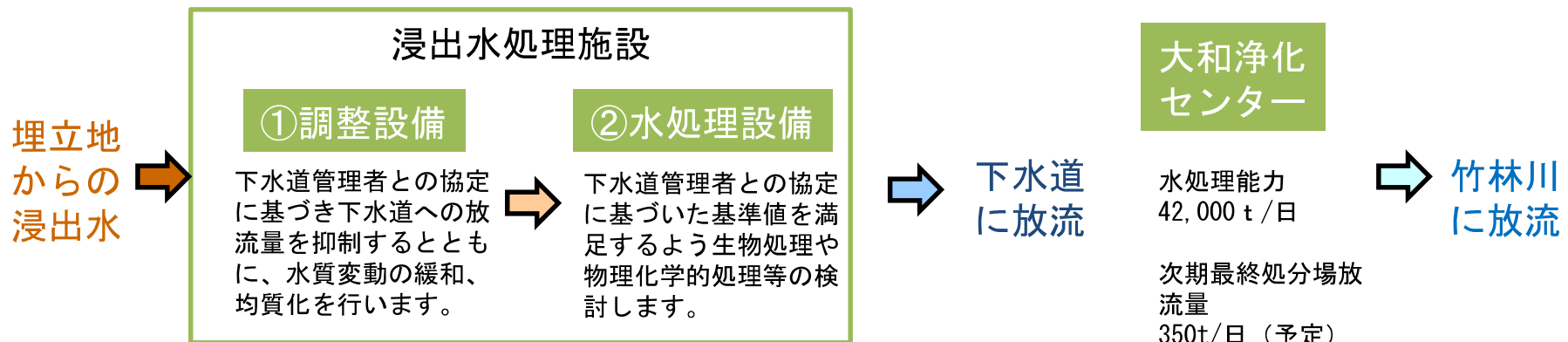
| 項目      |                  | 単位                       | 現処分場<br>第3埋立地の水質<br>(H18~R2) |
|---------|------------------|--------------------------|------------------------------|
| 一般的な項目  | pH               | -                        | 6.5~8.0                      |
|         | BOD              | mg/L                     | 1~200                        |
|         | COD              |                          | 2~310                        |
|         | SS               |                          | 1~180                        |
|         | T-N              |                          | 1~140                        |
|         | Ca <sup>2+</sup> |                          | 0~4,000※<br>※H25の値。他は最大980。  |
|         | Cl <sup>-</sup>  |                          | 9~2000                       |
| ダイオキシン類 | 0.00008~0.009    |                          |                              |
| その他の項目  | 沃素消費量            | 1~910※<br>※H25の値。他は最大550 |                              |
|         | マンガン             | 1~22                     |                              |
|         | 砒素               | 0.001~0.18               |                              |
|         | ほう素              | 0.09~11                  |                              |
|         | 鉱油類              | 1~41                     |                              |



| 次期最終処分場の<br>計画原水水質 | 次期最終処分場の<br>計画処理水質<br>(下水道法排除基準) |
|--------------------|----------------------------------|
| 6.0~9.0            | 5.0~9.0                          |
| 200                | 600                              |
| 300                | -                                |
| 200                | 600                              |
| 100                | 240                              |
| 1,000              | 100※<br>※基準はないが、スケール防止のため設定      |
| 2,000              | -                                |
| -                  | 10                               |
| 600                | 220                              |
| 20                 | 10                               |
| 0.2                | 0.1                              |
| 10                 | 10                               |
| 40                 | 5                                |

表にない項目は下水道法排除基準に準じる

## 処理フロー



※次期最終処分場からの浸出水の水質、水量、下水道との接続位置や接続時期については、現在協議中



## 防災調整池

開発行為により土地の利用形態が変化して排水先の河川に影響を与えないよう、雨水流出量を調整するための防災調整池を設けます。

### [参考1] 防災調整池の整備計画

窪川に繋がる開発想定区域の防災調整池の容量は、既往第1位の令和元年東日本台風による雨量(309.5mm/24hr)で必要容量34,600 $\text{m}^3$ 程度であるところ、約42,300 $\text{m}^3$ となる見込みです。なお、埋立期間中は、敷地面積の約4割を占める埋立地への降雨全量を下水道に放流するため、防災調整池の余裕幅は更に大きくなります。

また、幕柳石ノ沢方面の防災調整池の容量は、令和元年東日本台風による雨量でも必要容量2,450 $\text{m}^3$ 程度であるところ、約2,820 $\text{m}^3$ となる見込みです。

## 浸出水の処理

埋め立てられた廃棄物に触れた雨水(浸出水)は、埋立地から自然流下により浸出水調整槽へ貯留され、敷地内にある浸出水処理施設で適正に処理し、その全量を下水道に放流します。

### [参考2] 浸出水調整槽の整備計画

浸出水調整槽の容量は、令和元年東日本台風による雨量にも対応できる約35,000 $\text{m}^3$ となる見込みです。

なお、今後の気候変動により、さらに多量の降雨があったとしても、お椀型の埋立地に一時的に貯留され、埋立地から浸出水が溢れることはありません。

## その他施設

埋立期間中または埋立終了後に必要となる施設として、トラックスケール、洗車設備、飛散防止設備、上下水処理設備、門・囲障設備、電気・通信設備などを設けます。

### 洗車設備

廃棄物を搬入するトラック等が、埋立地外の道路を汚さないために洗車設備を設置します。



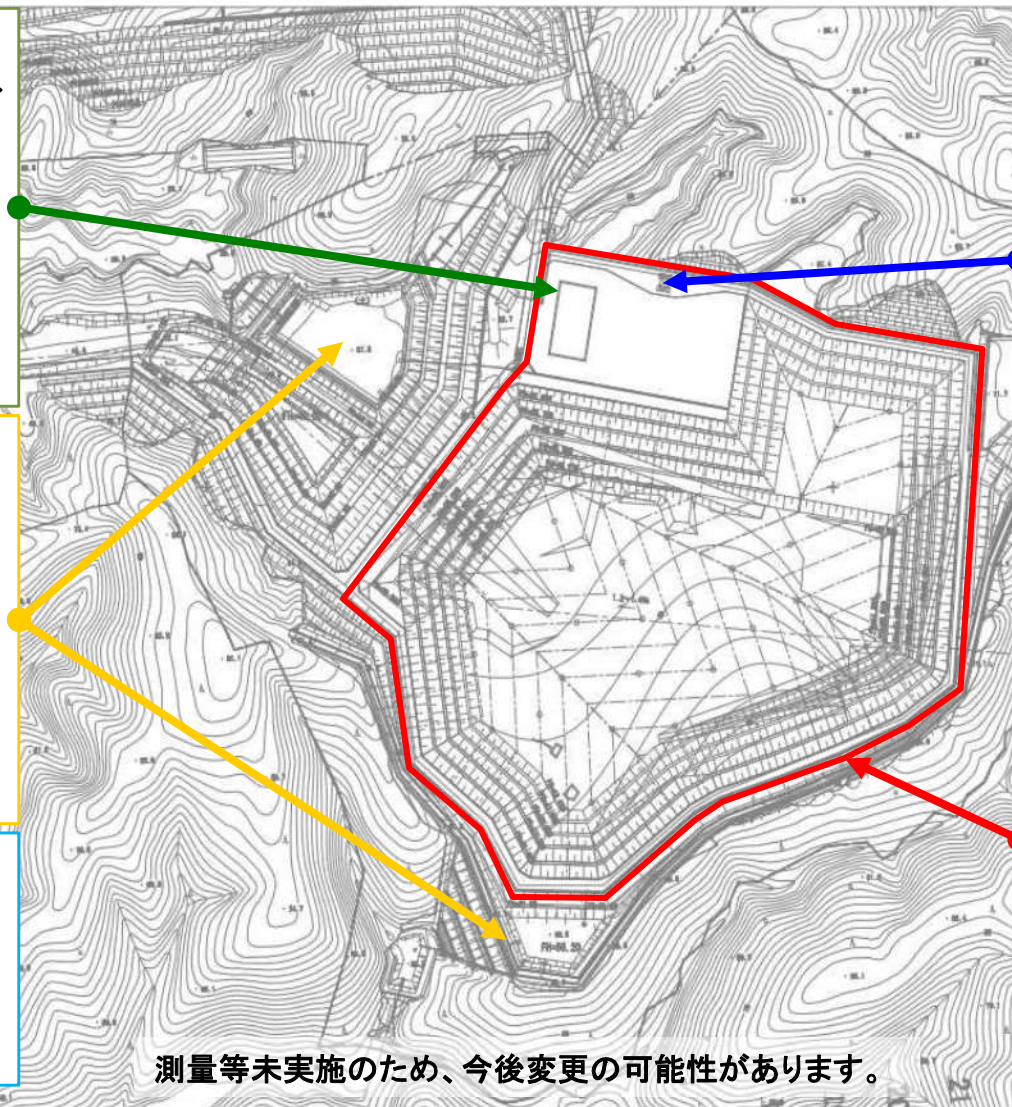
### 防災設備

雨水を一時貯留し、河川の氾濫を防止するために防災調整地を設置します。



### 防火設備

最終処分場内で発生する火災を防ぐため、消火機器の常備、防火用水、防火用土砂(覆土材と兼用)の確保、散水車やブルドーザーを設置します。



### トラックスケール

直接搬入ごみの受入を行うため、トラックスケールを2基設置します。



### 囲障設備

施設内へ立ち入るのを防止するため、施設用地外周部に囲障を設置します。



測量等未実施のため、今後変更の可能性があります。



# 環境影響評価の実施（予定）

次期最終処分場の整備においては、県条例で規定された**環境調査を事前に行い、その調査結果やその成果に基づく保全対策を施設計画に反映させます**。また、環境に影響を与える要因の検討は、処分場工事の実施と処分場供用後の廃棄物の埋立て及び処分場の存在に分けて行います。

表 条例に基づく最終処分場の環境影響評価項目※1

| 環境要素  |                      | 建設時         | 供用時      |         | 評価内容の例  |
|-------|----------------------|-------------|----------|---------|---|
|       |                      | 最終処分場の設置の工事 | 最終処分場の存在 | 廃棄物の埋立て |   |
| 大気環境  | 大気質                  | ○           |          | ○       | 建設機械の稼働、工事車両の運行、埋立用機械の稼働、廃棄物運搬車両等の運行、浸出水処理施設による浮遊粒子状物質や窒素酸化物、粉じん、騒音、低周波音、振動など |
|       | 騒音・振動                | ○           |          | ○       |   |
|       | 悪臭                   |             |          | ○       |   |
| 水環境   | 土砂等による水の濁り           | ○           |          | ○       | 造成工事の際の降雨による濁水の発生及び浸出水処理水中の懸濁物質による水の濁りの発生など                                   |
|       | 水の汚れ                 |             | ○        | ○       | 最終処分場の存在及び浸出水処理水の排出による下流河川の水質及び地下水質への影響など                                     |
|       | 有害物質                 | ○           |          | ○       |   |
|       | 地下水の水位・地下水の流れ・流向及び流速 | ○           | ○        |         | 造成工事の際の土地の改変及び施設の存在による地下水に関する変化など   |
| 土壌環境  | 重要な地形及び地質            | ○           | ○        | ○       | 地形・地質の変化、重要な地形及び地質への改変など  |
|       | 地盤の安定性               |             | ○        | ○       | 土地の改変による地盤の安定性の変化に伴う、地すべり、斜面崩壊、液状化、地盤陥没等の地盤変動など                               |
|       | 有害物質                 | ○           |          | ○       | 廃棄物の埋立てに伴う有害物質など  |
| 生物    | 動物・植物・生態系            | ○           | ○        | ○       | 造成等の工事に伴う土地の改変、建設機械の稼働、工事車両の運行、施設の存在による改変区域周辺の影響など                            |
| 景観    | 景観・人と自然との触れ合いの活動の場   | ○           | ○        | ○       | 最終処分場の存在により周辺地域からの眺望変化や主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響など                               |
| 環境負荷  | 建設工事に伴う副産物           | ○           |          |         | 造成等の工事により建設副産物（伐採木、残土等）など   |
|       | 温室効果ガス等              | ○           |          | ○       | 樹木の伐採、建設機械の稼働、施設の供用に伴い発生する温室効果ガス等など   |
| 放射線物質 | 放射線量※2               | ○           |          | ○       | 一般環境中の放射性物質の移行状況や動植物への影響など  |

※1：「宮城県環境影響評価技術指針 別表第十 参考項目 最終処分場設置事業」に基づき作成

※2：放射性廃棄物等の受入は行わないが、※1の指針に掲載があること、計画地のバックグラウンドデータの取得を理由として評価項目とする。

**環境影響評価結果を踏まえ**、周辺地域の環境保全及び自然環境に配慮された施設計画となるよう、次期最終処分場における環境保全計画を定めます。環境保全計画では、関係法令等に基づき環境保全目標を定めます。また、法令等による基準のないものは自主的な基準を設定します。

**代表的な環境保全目標の例は以下のとおり**です。

|         | 測定の様子   | 環境要因                            | 環境保全目標  |
|---------|---|---------------------------------|---|
| 粉じん     |    | ○廃棄物の埋立                         | ○周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと  |
| 浸出水・地下水 |   | ○浸出水処理施設の稼働<br>○防災調整池           | <b>浸出水</b><br>○浸出水処理施設からの処理水を下水道に放流する場合は、下水道管理者との協定値以下にすること。<br><b>地下水</b><br>○地下水の水位や流動状況への影響を実行可能な範囲内で回避、または低減すること。   |
| 悪臭      |  | ○施設全体<br>○廃棄物運搬車両の走行<br>○廃棄物の埋立 | <b>臭気指数</b><br>人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの。<br>臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ (臭気濃度)<br>: 15<br>(悪臭防止法に準拠) 例: 臭気指数15はデパートの化粧品売場のにおい ぐらい<br>-----<br><b>臭気強度 (敷地境界)</b><br>: 1.8<br>(県悪臭公害防止対策要綱に準拠)<br>0: 無臭<br>1: やっと感知できるにおい<br>2: 何のにおいであるかわかる弱いにおい<br>3: 楽に感知できるにおい<br>4: 強いにおい<br>5: 強烈なにおい<br>【参考 六段階臭気強度表示法 抜粋】 13 |



**環境保全計画に沿った**施設の建設や施設・設備が維持管理されるよう、あらかじめ定めた**環境保全目標の遵守状況を確認**するため、継続的にモニタリングを行い、周辺地域の生活環境に影響が生じていないかどうかを確認します。

## 埋立管理

- 浸出水や大気環境等のモニタリングを行います。
  - 浸出水調整設備                      流量計、pH計、電気伝導率計
  - 臭気                                      悪臭防止法施行規則の測定方法他



## 環境管理

- 地下水への影響や遮水工からの漏水がないかモニタリングを行います。
  - 観測井(4か所)



表 モニタリング計画案

| 区分   | 調査箇所                    | 調査頻度 | 調査項目                    |
|------|-------------------------|------|-------------------------|
| 埋立管理 | 浸出水<br>浸出水調整槽<br>放流水    | 1回/日 | 日浸出水量、電気伝導率、pH          |
|      |                         | 1回/月 | BOD、COD、SS、カルシウム、塩化物イオン |
|      |                         | 1回/年 | 排水基準等検査項目               |
| 埋立層  | 埋立廃棄物                   | 適時   | 温度、発生ガス量・組成             |
|      |                         | 1回/年 | 残余容量                    |
| 環境管理 | 地下水<br>観測井<br>モニタリングピット | 1回/月 | 電気伝導率、pH、塩化物イオン         |
|      |                         | 1回/年 | 地下水等検査項目、ダイオキシン類        |
|      |                         | 常時   | 連続自動測定装置による監視           |
| 漏水   | 遮水工                     | 1回/日 | 目視点検                    |

## 搬入車両対策

次期最終処分場への搬入時間や搬入ルート、搬入台数を想定し、別途実施した交通量調査結果を踏まえ、周辺道路への影響の検討及び交通安全対策を含めた搬入車両対策を講じます。



## 情報公開

施設の維持管理の透明化を図るため、埋立管理状況や環境管理状況、周辺環境の状況の記録は公社ホームページに公開します。



## 受入基準の設定

搬入された廃棄物による環境リスクを低減するため、現処分場及び他類似施設を参考に、受入基準を設定します。  
**また、臭いのある有機汚泥及び放射性物質汚染廃棄物は受入れません。**

現処分場では、次の受入基準を設けています。

### 現処分場個別受入基準

| 種類                              | 受入基準   | 種類     | 受入基準  |
|---------------------------------|--|--------|---|
| 汚泥                              | 含水率 85%以下のもの                                     | 木くず    | 最大径おおむね 2m 以下のもの                                |
| 廃プラスチック類                        | 飛散防止措置を講じたもの<br>中空の状態でないもの<br>最大径おおむね 15cm 以下のもの | 繊維くず   | 飛散防止措置を講じたもの                                    |
| ゴムくず                            | 最大径おおむね 15cm 以下のもの                               | 燃え殻    | 飛散防止措置を講じたもの<br>熱しやく減量 15% 以下のもの                |
| 金属くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 最大径おおむね 1m 以下のもの                                 | ばいじん   | 飛散防止措置を講じたもの                                    |
|                                 |  | 廃石綿等   | 固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重こん包したものの |
|                                 |  | 廃石膏ボード | 製造会社等が確認出来るもの                                   |

### 現処分場共通受入基準項目（溶出試験）

|    |              |    |                 |
|----|--------------|----|-----------------|
| 1  | アルキル水銀化合物    | 15 | 1,1-ジクロロエチレン    |
| 2  | 水銀又はその化合物    | 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン |
| 3  | カドミウム及びその化合物 | 17 | 1,1,1-トリクロロエタン  |
| 4  | 鉛及びその化合物     | 18 | 1,1,2-トリクロロエタン  |
| 5  | 有機燐化合物       | 19 | 1,3-ジクロロプロペン    |
| 6  | シアン化合物       | 20 | チウラム            |
| 7  | 砒素及びその化合物    | 21 | シマジン            |
| 8  | ポリ塩化ビフェニル    | 22 | チオベンカルブ         |
| 9  | 六価クロム化合物     | 23 | ベンゼン            |
| 10 | トリクロロエチレン    | 24 | セレン及びその化合物      |
| 11 | テトラクロロエチレン   | 25 | 1・4-ジオキサソ       |
| 12 | ジクロロメタン      | 26 | 鉱物油             |
| 13 | 四塩化炭素        | 27 | 動植物油            |
| 14 | 1,2-ジクロロエタン  | 28 | ダイオキシン類         |

### 現処分場共通受入基準項目（含有試験）

水銀又はその化合物

## 受入廃棄物の事前調査及び受入審査

### 事前確認

埋立廃棄物の発生過程、有害性、性状等を事前に確認し、受入を決定します。

### 適正搬入・目視確認

搬入される廃棄物は飛散・流出対策が必要になります。また、搬入車は1台1台、目視確認します。

### 埋立時の展開検査

廃棄物の内容や状態を改めて確認し、埋立ます。埋立時には散水し、即日覆土します。



## 埋立作業等管理計画

埋立作業管理、浸出水処理施設管理、環境管理、情報管理、危機管理、安全衛生管理についての基本的な維持管理内容について決定し公表します。次期最終処分場の維持管理における主な埋立作業時の未然防止策と実施した場合の効果は以下のとおりです。

### 未然防止策 (Plan・Do)

#### (情報開示による未然防止策)

- 埋立作業受託業者との合同会議の毎月開催及び現場の連絡体制及び緊急事態発生時における機動性を高めた体制の保持

#### (専門的知見による未然防止対策)

- 専門業者・技術者等のリストの整備・保管

#### (作業管理による安全性の未然防止対策)

- 遮水シートに損傷を与える可能性がある作業時の埋立管理者等の立会
- 重機作業時の補助作業者の配置
- 遮水シート保護のため、法面から50cm以上離れての作業及び保護土の設置
- シート破損の恐れのある箇所でのブルーシートなどによる目印の設置
- 法面の遮水工に重機が接触した場合は、損傷の有無に関わらず埋立管理者への報告

### 未然防止策による効果(Check)

#### (情報開示による安全性の確保)

- ・地域の方々や県民の皆様への情報公開による安心安全の通常運営維持管理と事業の透明化。

#### (専門的知見による安全性の確保)

- ・専門家や有識者の知見を活用した事故影響の最小化

#### (作業管理による安全性の確保)

- ・定期的なパトロール巡回による重大なミスの回避と緊急対応時の迅速化

### 評価 (Action)

#### (品質管理による未然防止策向上)

- ・未然防止策について、国際基準ISO 14001によるPDCAサイクルを実施し、継続的な維持管理計画の改善